

平成 2 5 年 6 月 3 日  
堺 市 契 約 課

## 平成 2 5 年度公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について（お知らせ）

公共工事設計労務単価の大幅な上昇に伴い、国土交通省において「平成 2 5 年度公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置が定められたことを受けて、本市においても、下記のとおり、特例措置を講じることとしましたので、お知らせします。

なお、本特例措置により請負代金額を変更した場合には、従事労働者に対する適切な賃金の支払及び適正金額での下請契約の締結等に努めていただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 特例措置の内容

平成 2 5 年度公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）の決定に伴い、「2 特例措置の対象」に定める工事の受注者は、平成 2 4 年度公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができるものとする。

#### 2 特例措置の対象

平成 2 5 年 4 月 1 日以降に契約を行う予定価格（税込み）が 2 5 0 万円を超える工事のうち、旧労務単価を適用して設計金額を積算しているもの。

対象工事の受注者には、工事担当課（監督員）から個別にお知らせします。

#### 3 変更後の請負代金額の算出方法

変更後の請負代金額については、次の方式により算出する。

$$\text{変更後の請負代金額} = P(\text{新}) \times k$$

P（新）：新労務単価により積算された設計金額

k       ：当初契約の落札率

#### 4 変更手続

##### （1）変更方法

ア 受注者が、**様式 1**、**誓約書**により工事担当課に変更協議を請求する。

イ 工事担当課において新労務単価に基づき設計金額及び請負代金額を算出し、**様式 2**により受注者に通知する。

ウ 受注者が、**様式 3**により工事担当課に請負代金額の承諾をすれば協議が成立する。

##### （2）請求期限

次のア又はイのいずれか早い日

ア 工期末の 3 0 日前

イ 平成 2 5 年 1 0 月 3 1 日